



農業委員会だより

Topic



- 農業委員会ってな～に
 - ・ STOPヤミ耕作
 - ・ それ、違反転用かも？
 - ・ 必ずやろう、相続登記
 - ・ 地域計画が策定されました
- 野生鳥獣対策に電気柵を設置しよう!!
- お米の品質向上のため適切な除草作業を実施しよう
- 果樹栽培を始めてみませんか？



去年誕生した「しおかぜ葡萄」
南三陸町の資源を肥料にするため、
漁師さんから牡蠣殻をいただきました



今、南三陸は果樹が熱い!



町内生まれの子山羊
すくすく育てね



仲間と一緒に和気あいあい
田んぼで米づくり開始!



目指せ仙台牛!



南三陸の美味しいお米が
大好き!



町内約140ha（ベイサイドアリーナ
約275個分）の農地で主食のお米が
作られています

農業委員会 ってな～に??

農業委員会とは、市町村ごとにある公的機関で、農業や農地に関するルールや手続きを担当しています。主な業務は以下の4つです。

- POINT 1** 農地の売買・貸借の許可
転用（農地を住宅にするなど）のチェック
- POINT 2** 農家と農地のマッチングや、
新しく農業を始める人のサポート
- POINT 3** 地域の農業・農地の調査や
役立つ情報の発信
- POINT 4** 農業・農村の声を代表する組織

- 農地を借りたい
- 農地を駐車場にしたい
- 新しく農業を始めたい
- 農業に関する情報が欲しい

農業に関するお困りごとは、農業委員会にご相談ください。

STOP ヤミ耕作

「ヤミ耕作」という言葉を聞いたことはありますか？「ヤミ耕作」とは「農地を無断で使って作物をつくること」です。

「農地法」という法律により、他人の農地を借りて作物を作るときは、農業委員会の許可が必要です。ヤミ耕作はトラブルの元です。きちんと手続きをして、安心して農業を行いましょう。

例えば

- ・民法による時効取得される恐れがある！
- ・突然地主に農地を返してくれと言われる恐れがある！

必ずやろう、相続登記

令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されました。

令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象です。

農地の貸し借りの手続きは、原則として不動産登記の所有者と耕作者の間で申請することになります。

相続登記が終わっていないと農地の健全な貸し借りにも影響がありますので、必ず行いましょう。

それ、違反転用かも？

自分の土地だからといって、使わない田や畑に砂利を敷いて駐車場にしているませんか？

漁具や倉庫をおいていませんか？

「農地」を「農地以外」に使うことは農地法に基づく許可が必要です！

許可を得ていない事業は「違反転用」となり、場合によっては罰則の適用もあり得ます。

勝手に農地の用途を変更するのではなく、計画がある場合には事前に農業委員会へご相談ください。

地域計画が策定されました

令和7年3月に「地域農業をどのように維持・発展させていくか」「地域の農地を誰が利用し、農地をどう集積・集約していくか」などについて定めた地域計画が策定されました。

地域計画の区域内の農地を転用する場合には、地域計画からの除外が必要となり、通常より許可まで時間を要する場合があります。詳しくは南三陸町のホームページをご覧ください。



野生鳥獣対策に電気柵を設置しよう!!

町では、二ホンジカ、イノシシ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農地・農作物被害が年々増加しています。被害防止の為に、電気柵の設置が効果的です。

01
設置のポイント

獣に合わせた高さに設置する。
猪：2～3段、鹿：5段以上、ハクビシン：3段 など。

02
設置のポイント

除草やこまめな点検を徹底して、安全に十分配慮して使用する。

03
設置のポイント

柵の下部を埋め込む、すき間を作らないなど、柵の設置ポイントをしっかりと守る。

また、畑に放置された作物残しや野菜くずはエサになるので埋めるなどきちんと処分しましょう。隠れ家となる藪や草木は刈り払い、見通しを良くしておきましょう。

遊休農地を増やすことは、動物の住みかを増やすことになります。適正な管理や、担い手への貸出をご検討ください。



町では補助事業があります

対象経費

- ①電線、支柱、リング硝子、バッテリー等を一式とする電気柵（対応年数3年以上）
⇒部品や一部の製品だけの購入は対象外
- ②金網フェンス及びワイヤーメッシュ並びにこれらの設置に係る杭、支柱等の固定資材（対応年数10年以上）
- ③鳥獣用防護ネット等及びその設置に係る杭、支柱等の固定資材（対応年数3年以上）

対象者・補助額

- ①対象者：町内の農地を耕作または使用するもの
補助額：対象経費の1/2（上限10万円）
 - ②対象者：町内3世帯以上で構成されるグループ
補助額：対象経費の2/3（上限20万円）
- ★既に購入した資材は対象外です。必ず購入前に申請してください。

問合せ先 南三陸町農林水産課 ☎46-1378

お米の品質向上のため 適切な除草作業を実施しよう!

カメムシによる食害は、お米の品質を低下させます。適切なタイミングで畦畔等の草刈りを行い、水田にカメムシが入るのを防ぎましょう!

水田周辺の草刈り（7/20頃（出穂10日前）までに実施）

7月中旬	7月下旬	8月上旬	8月中旬	8月下旬	9月上旬
←		→			→
草刈り （～7/20頃まで）		草刈り禁止期間 （出穂の10日前から8月いっぱい）			草刈り（穂が揃って硬くなってから）



各種申請の締切日

農業委員会の総会に諮る申請（3・4・5条、非農地証明、現状変更など）は、毎月10日です。
農地利用計画の変更の申出（除外・編入）は、6月、10月、2月の各月20日です。

みんなで読もう全国農業新聞

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞です!



- ◆毎週金曜日発行
- ◆新聞本紙=月額700円（税込）
- 電子新聞=月額500円（税込）

農家の味方 農業者年金

農業者年金制度は、農業をしている人が入れる特別な年金制度です。自分で積み立てて、自分で受け取る終身の公的年金です! 税金のメリットもあるよ!



お問い合わせは「農業委員会」またはお近くの「JA」へ

果樹栽培を始めてみませんか？

南三陸町ではぶどうを栽培する農家が増え、去年は「しおかぜ葡萄」という名前で販売されました。果樹は、一度植えれば毎年実をつけてくれるものも多く、育てる楽しさと、収穫する喜びの両方を味わえるのが魅力です。みなさんも果樹の栽培を始めてみませんか？

南三陸町では多くの果樹が栽培されています。

りんご・もも・ぶどう・梨・キウイ・いちじく など

町内果樹カレンダー (品種により異なります)

	8月 中旬	8月 下旬	9月 月上旬	9月 中旬	9月 下旬	10月 月上旬	10月 中旬	10月 下旬	11月 月上旬	11月 中旬
りんご										
もも										
ぶどう										



果樹栽培のここがいい!



毎年実がなる
一度根づけば、毎年甘い果実が収穫できます。季節の楽しみが増えますよ。



誰でも育てられる
広い畑がなくても大丈夫。町内では、使われなくなったビニールハウスを活用したぶどう栽培が増えています。



観光・直売との相性◎
果物狩りや加工体験、直売所などとの相性が良い。町内では、果樹を使ったスイーツづくりのプロジェクトが始動しています!



何から始めたらいいの？

- 1 育てる果樹を選ぶ：気候やスペースに合ったものを選びましょう。
- 2 育て方を調べる：水やり、肥料、選定、防除などの基本は事前にチェック。
- 3 苗木を購入する：春や秋の植え付けがベスト。

栽培に関するお悩みはJ Aや県の農業改良普及センターにご相談ください。農業委員の中にも果樹のスペシャリストがいますので、困った時にご相談ください。

さいごに

果樹栽培は、植物を育てる楽しさと、実を食べるうれしさが一度に味わえる魅力があります。毎日の生活に、ちょっとしたワクワクを加えてみませんか？

一緒に南三陸町を果樹の産地にしましょう!



編集後記

梅雨明けが待ち遠しい今日この頃、いよいよ夏本番ですね。草との戦い、暑さとの戦いが始まります。

熱中症対策にオススメの野菜は、水分補給とカリウム補給を兼ね備えたきゅうり、トマト、レタス、なすなどの夏野菜です。夏バテに負けないように、もりもり食べましょう!

(事務局：佐藤)

編集委員

委員長 阿部 博之 (入谷)
委員 佐藤 茜 (歌津)
山内 勇喜 (入谷)
阿部 高裕 (戸倉)
西城 勝志 (入谷)
山内 敏郎 (歌津)
(順不同)